

土地改良区利水調整規程及び配水計画の作成について

- 「土地改良区利水調整規程例」（平成30年12月14日付け30農振第2429号農村振興局長通知）については、「(1)用排水調整委員会の設置」、「(2)水利使用規則の制定」及び「(3)配水ブロックの設定」の有無により記載内容が異なりますので、その様式例は「A-①～⑨」のとおりになります。また、「配水計画例」については、通知等では示されていませんが、その様式例を示すと「B-①～④」のとおりになります。
- また、「土地改良区利水調整規程」及び「配水計画」の具体的な作成事例は、「参考事例①、②」のとおり紹介しますので参考にしてください。
- なお、当該規程等は、地域の実情に応じて作成していただくこととなりますが、必要最小限での記載は、様式例の「A-⑨」及び「B-④」を参考にしてください。

(1)用排水調整委員会の設置		(2)水利使用規則の制定		(3)配水ブロックの設定		利水調整規程 【様式例】 (※2)	配水計画		参考事例	備考
有	無	有	無	有	無		地目別	【様式例】		
○		○		○		A-①	田	B-①		
							畑	B-②		
					○	A-②	田・畑	B-③		
○			○	○		A-③	田	B-①(※3)		
							畑	B-②(※3)		
					○	A-④	田・畑	B-④		
	○(※1)	○		○		A-⑤	田	B-①	参考事例①	
					畑	B-②	参考事例②			
	○			A-⑥	田・畑	B-③				
	○(※1)		○	○		A-⑦	田	B-①(※3)		
					畑	B-②(※3)				
	○			A-⑧	田・畑	B-④				
	○(※1)		○		○	A-⑨	田・畑	B-④		必要最小限の記載をする場合

※1は、「理事会」により調整することを想定

※2は、基幹施設を管理する土地改良区と、関連の末端施設を管理する土地改良区間の関係を記載した利水調整規程（様式例）は別途整理が必要

※3は、水利使用規則が制定されていないため、取水量、配水ブロックの毎の配水量は、実態に応じて可能な範囲で記載することを想定